

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	齋場使用許可の取り消し	
根拠条例等・条項	堺市立齋場条例（以下「条例」）第7条	
所 管 課	健康部	齋場
処 分 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 2. 齋場の施設、附属設備等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 3. その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 4. その他齋場の管理上支障があると認められるとき。 5. 同条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 6. 使用許可の条件に違反したとき。 	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	